

随意契約理由書兼比較見積省略理由書

本工事は大阪府立労働センター乗用昇降機について、耐用年数を20年経過し経年劣化が進んでいることから、館内利用者や入館者等の安全を確保するためにエレベーター制御装置等のリニューアルを行うものです。

この昇降機は、昭和53年に設置されたもので設置後40年経過し、長期の使用と老朽化により、異常停止・かごドア設置の係合装置動作不良等の故障が生じており、その都度修繕を実施しておりました。しかし製造者より2013年6月28日付けで、エレベーターの制御に関する部品供給が終了する旨の通知あったため、今後、突発の故障に対応出来ない可能性があります。

本工事は早急に更新が必要となっている制御装置のみを改修する制御リニューアル工事であり、本昇降機設備についての専門的知識及び詳細な技術情報は、設計、製造者である東芝エレベータ株式会社以外には持ち得ず、機器の構造、取り付け位置等の規格が異なる他の製造者では互換性がなく施工ができません。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により当該施設の製造者であり保守管理を行っている東芝エレベータ株式会社と随意契約を行い、大阪府財務規則第62条(大阪府財務規則の運用第62条関係2の(1))の規定により、比較見積書を省略するものです。

工事名称:大阪府立労働センター(エル・おおさか) 本館昇降機(1、2号機)改修工事
業者名 :東芝エレベータ株式会社関西支社

《関係条文》

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(見積書の徴取)

第 62 条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。

第 62 条関係

2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。

(1) 特定の者でなければ履行できないもの